

下水道使用料改定のお知らせ

令和7年3月使用分（4月請求分）から下水道使用料が変わります。

※水道料金の改定はありません。

下水道的使用料を改定する理由

公共下水道事業は、清潔で快適な暮らしを保つため、下水道を使用する皆様からの使用料収入などにより運営しています。人口減少や施設の老朽化が進む中で、現状の使用料のままでは、施設の維持管理や更新のほか地震などの災害対策に支障が出ることが予想されます。このことから、将来にわたって安定的にサービスを提供するため下水道使用料を改定するものです。

改定にあたっては、排出量の傾向などを踏まえて使用料体系を見直し、汚水の排出量に関わらずお支払いいただく**基本使用料**と、流した汚水の量によって金額が決定する**従量使用料**による2部使用料制を導入します。

使用料改定の効果

下水道使用料の改定により、1年間で約4.4億円の収入増が見込まれます。この増収分を事業で表すと、現状で実施できる事業に加え、毎年約3キロメートルの改築更新事業を行うことが可能となります。



- ・老朽化した下水道管の破損による陥没の防止
- ・耐震化による地震発生時の避難所等への通行を確保

※金額や事業量は現時点での見込みとなります。

新しい下水道使用料（1か月あたり・税抜き）

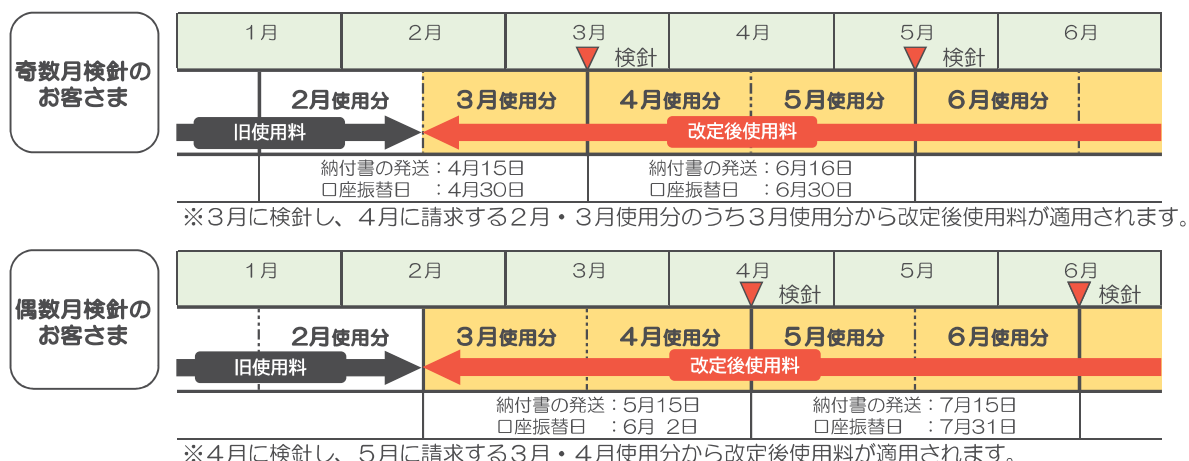
使用料単価

改定後			改定前		
従量使用料（1m³につき）	基本使用料	750円	基本水量分	10m³以下	860円
	1～5m³	20円			
	6～10m³	95円	超過分（1m³につき）	11～20m³	95円
	11～20m³	129円		21～30m³	129円
	21～30m³	148円		31～50m³	148円
	31～50m³	163円		51～100m³	163円
	51～100m³	180円		101m³～500m³	180円
	101m³以上	217円		501m³以上	217円

排出量別使用料の例

排出量	改定後	改定前	増減額
0m³	750円	—	750円
1m³	770円	860円	▲90円
5m³	850円	860円	▲10円
10m³	1,325円	860円	465円
20m³	2,615円	1,810円	805円
30m³	4,095円	3,100円	995円
50m³	7,355円	6,060円	1,295円
100m³	16,355円	14,210円	2,145円
500m³	103,155円	86,210円	16,945円

💧 下水道使用料の改定時期



💧 下水道使用料早見表（2か月あたり・税込み）

排出量 (m ³)	改定前 (円)	改定後 (円)	増減額 (円)	排出量 (m ³)	改定前 (円)	改定後 (円)	増減額 (円)	排出量 (m ³)	改定前 (円)	改定後 (円)	増減額 (円)
0	0	1,650	1,650	25	2,414	3,624	1,210	50	5,400	7,380	1,980
1	946	1,672	726	26	2,518	3,766	1,248	51	5,542	7,543	2,001
2	1,892	1,694	-198	27	2,623	3,908	1,285	52	5,684	7,706	2,022
3	1,892	1,716	-176	28	2,728	4,050	1,322	53	5,826	7,869	2,043
4	1,892	1,738	-154	29	2,832	4,192	1,360	54	5,968	8,032	2,064
5	1,892	1,760	-132	30	2,936	4,334	1,398	55	6,110	8,194	2,084
6	1,892	1,782	-110	31	3,041	4,475	1,434	56	6,252	8,356	2,104
7	1,892	1,804	-88	32	3,146	4,616	1,470	57	6,394	8,519	2,125
8	1,892	1,826	-66	33	3,250	4,758	1,508	58	6,536	8,682	2,146
9	1,892	1,848	-44	34	3,354	4,900	1,546	59	6,678	8,845	2,167
10	1,892	1,870	-22	35	3,459	5,042	1,583	60	6,820	9,008	2,188
11	1,892	1,974	82	36	3,564	5,184	1,620	61	6,982	9,187	2,205
12	1,892	2,078	186	37	3,668	5,326	1,658	62	7,144	9,366	2,222
13	1,892	2,183	291	38	3,772	5,468	1,696	63	7,307	9,546	2,239
14	1,892	2,288	396	39	3,877	5,610	1,733	64	7,470	9,726	2,256
15	1,892	2,392	500	40	3,982	5,752	1,770	65	7,633	9,905	2,272
16	1,892	2,496	604	41	4,123	5,915	1,792	66	7,796	10,084	2,288
17	1,892	2,601	709	42	4,264	6,078	1,814	67	7,959	10,263	2,304
18	1,892	2,706	814	43	4,406	6,241	1,835	68	8,122	10,442	2,320
19	1,892	2,810	918	44	4,548	6,404	1,856	69	8,285	10,622	2,337
20	1,892	2,914	1,022	45	4,690	6,566	1,876	70	8,448	10,802	2,354
21	1,996	3,056	1,060	46	4,832	6,728	1,896	71	8,610	10,981	2,371
22	2,100	3,198	1,098	47	4,974	6,891	1,917	72	8,772	11,160	2,388
23	2,205	3,340	1,135	48	5,116	7,054	1,938	73	8,935	11,339	2,404
24	2,310	3,482	1,172	49	5,258	7,217	1,959	74	9,098	11,518	2,420

※このお知らせは、下水道を使用していない方にもお配りしています。

※下水道使用料改定についての詳しい内容は、市ホームページに掲載しています。

問い合わせ先

豊川市上下水道窓口センター ☎0533-93-0151

豊川市上下水道部経営課総務係 ☎0533-93-0152